

2017年4月号 (Vol.25)

平成29年度税制改正のM&Aにおける活用方法

- | | |
|--------------------------------------|--|
| I. はじめに | 森・濱田松本法律事務所 |
| II. 改正法令を踏まえたスクイーズアウト手法の
選択の考慮要素 | 弁護士・税理士 酒井 真
TEL. 03 6212 8357
makoto.sakai@mhmjapan.com |
| III. 連結納税を採用する会社による
スクイーズアウト税制の活用 | 弁護士 渡邊 峻
TEL. 03 6213 8165
shun.watanabe@mhmjapan.com |
| IV. 支配株主が存在する会社によるスピノフ | 税理士 山田 彰宏
TEL. 03 5223 7770
akihiro.yamada@mhmjapan.com |
| V. 共同事業を行うための再編に係る
株式継続保有要件の見直し | |

ポイント

- ✓ スクイーズアウト手法の税制上の取扱いについては、整合性がとられる改正がなされ、今後は税務以外の要素が手法選択に当たっての主要な考慮要素となりますが、細かく見ていくと、税務上も手法毎の違いが存在します。
- ✓ 平成29年度税制改正により、適格要件を満たすスクイーズアウトの場合には、連結納税加入の際に対象会社の資産につき時価評価課税されず、繰越欠損金を引き継ぐことができるようになりました。
連結納税を導入する会社による完全子会社化を伴う M&A が増加することが予想されます。
- ✓ 平成29年度税制改正により、支配株主の存在する企業によるスピノフを利用した事業の切り出しが行えるようになりました。
これにより、オーナー系企業による M&A に際して、これまで行われてこなかったようなストラクチャーが選択されることが予想されます。
- ✓ 平成29年度税制改正により、共同で事業を行うための合併等の税制適格要件である株式継続保有要件が見直されました。

株主が50人未満で、支配株主がいない会社の場合、要件が課されなくなるため、買収会社がキャッシュを使わずに適格合併等を行いながら、対象会社の大株主がその後の買収会社株式の売却で現金を得ることができるようになります。

I. はじめに

平成29年3月27日に平成29年度税制改正に関する所得税法等の一部を改正する等の法律案が成立し、同月31日にこれらの法律等及び政省令が公布されました。

本改正による改正項目は、M&A 実務に関係するものだけでも、①スピノフ税制、

TAX LAW NEWSLETTER

②スクイーズアウト税制、③その他の組織再編税制に関する適格要件の見直しなど多岐にわたりますが、本ニュースレターでは、改正法令を踏まえた上でのスクイーズアウト手法の選択の考慮要素、連結納税を採用する会社によるスクイーズアウトの活用、さらに支配株主の存在する会社スピンオフや、共同事業要件での適格組織再編に係る株式継続保有要件の見直しによる M&A における活用方法などを中心に解説します¹。

なお、本ニュースレターで取り上げる改正項目は、すべて平成 29 年 10 月 1 日に施行されます²。

II. 改正法令を踏まえたスクイーズアウト手法の選択の考慮要素

現行法下では、金銭を対価とする吸収合併及び株式交換に関しては、税制適格要件のうちの対価要件を満たさないため³、金銭を対価として行うと被合併法人の保有する資産・負債についての譲渡損益や株式交換完全子法人の時価評価資産についての評価損益について課税が生じます⁴。対象会社レベルで課税が生じてしまうことから、実務上はスクイーズアウトの手法としては、現金対価の吸収合併や株式交換は利用されないことが一般的です。

これに対し、改正法では、合併法人または株式交換完全親法人が、被合併法人または株式交換完全子法人の発行済株式の 3 分の 2 以上を有する場合には、その他の少数株主に対して交付される金銭その他の資産を除いて、対価要件を判断することになります⁵。スクイーズアウトを実施する際には、通常買収者（買収 SPC 等）が、対象会社の株式の 3 分の 2 以上を取得した上で実施することから、改正法では、現金合併や現金株式交換によるスクイーズアウトも、税制適格要件を満たす余地があります。

他方、平成 29 年度税制改正によって、全部取得条項付種類株式の取得、株式の併合又は株式等売渡請求の手法も、株式交換と併せて「株式交換等」として組織再編税制の一環と位置付けられるようになりました⁶。

まとめると、改正の結果、（スクイーズアウトの典型的ステップである、買収者が対象会社の株式の 3 分の 2 以上を取得した後に行われる場合を想定すると）以下の要件を満たす場合には、対象会社の資産についての譲渡益や、時価評価資産の評価益について課税が生じませんが、要件を満たさない場合には対象会社レベルで課税が生じることになります⁷。

¹ なお、スピンオフ税制及びスクイーズアウト関連税制については、当事務所の CORPORATE NEWSLETTER 2017 年 1 月号（Vol.19）にて中心的に解説をしていますので、ご参照ください。

² なお、便宜上平成 29 年 10 月 1 日前の法人税法・法人税法施行令を現行法・現行令、平成 29 年 10 月 1 日後の法人税法・法人税法施行令を改正法・改正令と呼ぶことにします。

³ 現行法 2 条 12 号の 8、12 号の 16

⁴ 現行法 62 条 1 項、62 条の 9 第 1 項

⁵ 改正法 2 条 12 号の 8、12 号の 17

⁶ 改正法 2 条 12 号の 16

⁷ 改正法 2 条 12 号の 8、62 条 1 項、2 条 12 号の 17 号、62 条の 9 第 1 項

TAX LAW NEWSLETTER

- (ア) スクイズアウト前の株式交換等完全親法人による株式交換等完全子法人の支配関係等が、スクイズアウト後においても継続することが見込まれていること⁸（現金合併の場合にはスクイズアウト前のみ⁹）¹⁰
- (イ) 被合併法人／株式交換等完全子法人のスクイズアウトの直前の従業員のおおむね 80%に相当する数の者が合併法人／株式交換完全子法人等の業務に引き続き従事することが見込まれていること¹¹
- (ウ) 被合併法人／株式交換等完全子法人の主要な事業が合併法人／株式交換等完全子法人において引き続き営まれることが見込まれていること¹²

一般のスクイズアウト税制の改正により、スクイズアウトの手法の違いによる税制上の取扱いの不均衡は、概ね解消されることになりました。そこで、法律面での取扱いの違い等が、手法選択において今まで以上に重要な考慮要素となります。①買収者が対象会社株式の 90%以上を取得したかどうか（そうでない場合は株式等売渡請求以外の手法）、②買収者が株式会社等であるかどうか（そうでない場合（個人や外国会社の場合）は株式の併合）、③対象会社の新株予約権を無償取得や任意放棄により処理できるかどうか（そうでない場合は金銭合併・株式交換や株式等売渡請求を利用）などの考慮要素によってスクイズアウトの手法が決まります。

ただし、改正法の下でも繰越欠損金の引き継ぎ及び、反対株主のみなし配当課税に関しては、一部のスクイズアウト手法について、他のものと取扱いが異なることに注意が必要です。現金合併では合併法人及び被合併法人の双方で繰越欠損金の引き継ぎが一定の要件の下で制限されるのに対して¹³、適格株式交換等の場合には原則として対象会社による繰越欠損金の継続利用は可能¹⁴。また、反対株主に対するのみなし配当課税は、金銭対価株式交換以外では生じないのに対し¹⁵、金銭対価株式交換ではのみなし配当課税が課されることとなります¹⁶。反対株主に対する取扱いが他の手法と異なるため、利用の際は留意が必要です。

また、実務上、複数の株主（例えば大株主 2 名）を残すスクイズアウトが行われる場合もありますが、その場合は、株式の併合か全部取得条項付種類株式を利用する必要があります。この点、改正法・改正令を見る限り、「株式交換等」には、大株主複数名を残す全部取得条項付種類株式の取得や株式の併合によるスクイズアウトは含まれ

⁸ 改正法 2 条 12 号の 17 口本文、改正令 4 条の 3 第 19 項 1 号本文

⁹ 改正法 2 条 12 号の 8 口本文、改正令 4 条の 3 第 3 項 1 号本文

¹⁰ 株式交換等の後に、株式交換等完全子法人（対象会社）または株式交換等完全親法人（買収会社）を被合併法人とする適格合併が見込まれている場合、前者は、適格合併まで完全支配関係が継続していれば要件を満たすこととされているのに対し、後者は、それに加え適格合併後の合併法人と株式交換等完全子法人の完全支配関係が継続することも必要となります。いずれの適格合併が見込まれているかで、当初の株式交換等の適格要件にも影響する点には、注意が必要です（改正令 4 条の 3 第 19 項 1 号イ、ロ）。

¹¹ 改正法 2 条 12 号の 8 口（1）、2 条 12 号の 17 口（1）

¹² 改正法 2 条 12 号の 8 口（2）、2 条 12 号の 17 口（2）

¹³ 改正法 57 条 2 項～4 項

¹⁴ 改正法 57 条の 2 第 1 項本文、改正令 113 条の 2 第 5 項 1 号

¹⁵ 改正所得税法 25 条 1 項 4 号、改正所得税法施行令 61 条 1 項 8 号～10 号

¹⁶ 改正所得税法 25 条 1 項 4 号

TAX LAW NEWSLETTER

ません。そのような手法は、これまでと同様に組織再編税制の枠外という整理になるため、上記の（従業員の80%継続従事要件など）スクイーズアウトの税制適格要件を満たすか否かに関わりなく、対象会社レベルの課税は生じないものと思われます。

Ⅲ. 連結納税を採用する会社によるスクイーズアウト税制の活用

1. 改正の内容

現行法では、買収会社グループが連結納税制度を採用している場合に、スクイーズアウトによって対象会社を完全子法人とすると、連結納税の承認があったものとみなされ¹⁷、対象会社の有する資産が時価評価課税されるとともに、対象会社の繰越欠損金が切り捨てられることとされていました。

これに対し、改正法ではスクイーズアウトが税制適格要件を満たした場合には、株式交換等完全子法人の連結グループへの加入に伴って資産の時価評価がされることがなくなりました¹⁸。また、同じく税制適格要件を満たした場合には、株式交換等完全子法人となった法人の連結納税加入の前に生じた欠損金額を、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越欠損金控除の対象に加えることができるようになりました¹⁹。

2. 実務上の活用方法

現行法下では、買収会社グループが連結納税を採用していると、対象会社の資産についての時価評価課税や対象会社の繰越欠損金の切捨ての問題があることから、対象会社を含み益が多い場合には、完全子会社化することが難しく、買収会社グループが買収するとしても、対象会社の株式の過半数を取得するのみで、完全子会社化できないというケースが多くありました²⁰。

このような事例では、対象会社を完全子会社化しつつ、連結加入による時価評価課税や繰越欠損金の切捨ての問題に対処するためには、適格株式交換の手法程度しか選択肢はありませんでした。もっとも、現行法上、適格株式交換の要件を満たすためには、株式対価である必要があり、非上場会社や、（既存株主の希薄化懸念がある等）何等かの理由で株式対価の株式交換が利用できない上場会社等においては、連結納税

¹⁷ 改正法4条の3第10項

¹⁸ 改正法61条の11第1項4号、61条の12第1項2号

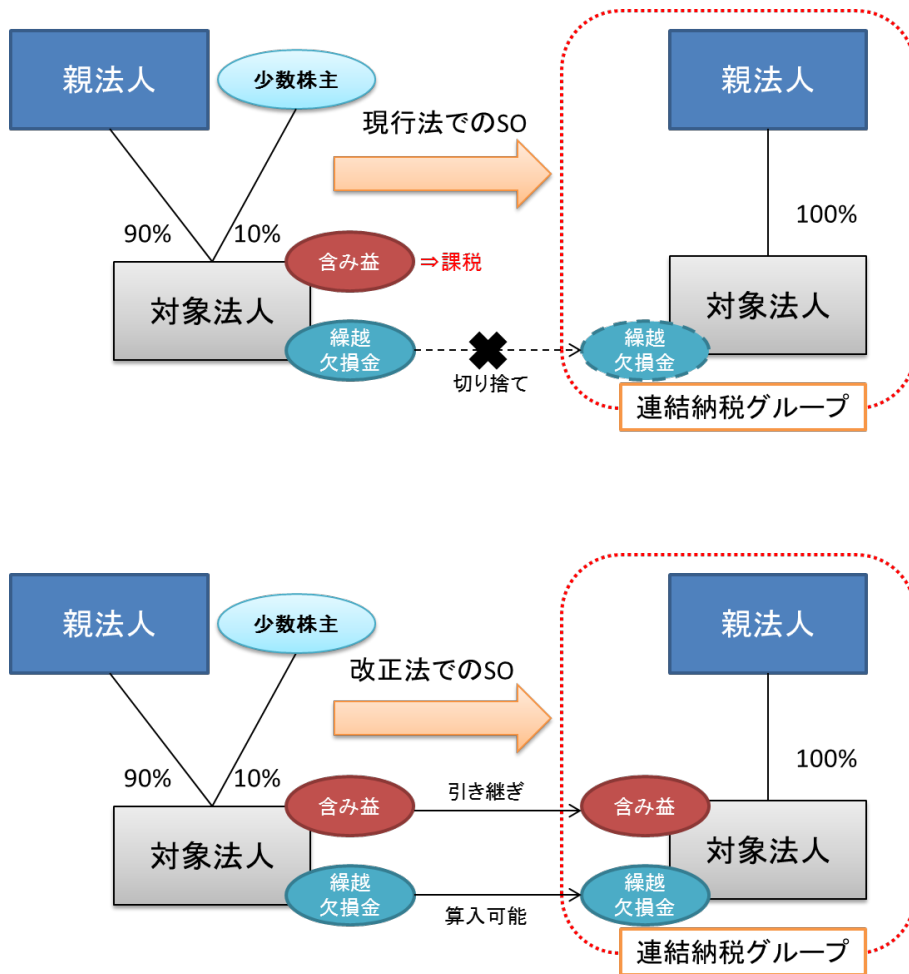
¹⁹ 改正法81条の9第2項1号本文、改正法61条の11各号、61条の12各号

²⁰ なお、これまでは、「自己創設のれん」の問題があると考えられていたことも実務上の障害でした。すなわち、連結納税への加入により時価評価の対象となる対象会社について、買収価額が時価純資産価額を上回っている場合には、「自己創設のれん」として差額相当額について課税されてしまうのではないかと問題がありました。しかし、今般の税制改正により、帳簿価額が1,000万円未満の資産については、時価評価が不要とされたことから、たとえ時価評価が必要となる連結加入の場面であっても、実務上は実施可能という判断ができる場面も増えるように思われます（改正法61条の11第1項本文、61条の12第1項本文、改正令122条の12第1項4号）。

TAX LAW NEWSLETTER

制度が理由で完全子会社化に踏み切れないケースも少なからず存在したように思われます。

しかし、本改正によって、金銭対価による買収手法を選択せざるを得ないような場合であっても、適格株式交換等として税制適格要件を満たしつつ、スクイズアウトを実施することが可能となります。その結果、対象会社の時価評価課税及び繰越欠損金の切り捨てがされることがなくなり、連結納税を導入する会社による完全子会社化を伴う M&A が増加することが予想されます。



IV. 支配株主が存在する会社によるスピノフ

1. 改正の内容

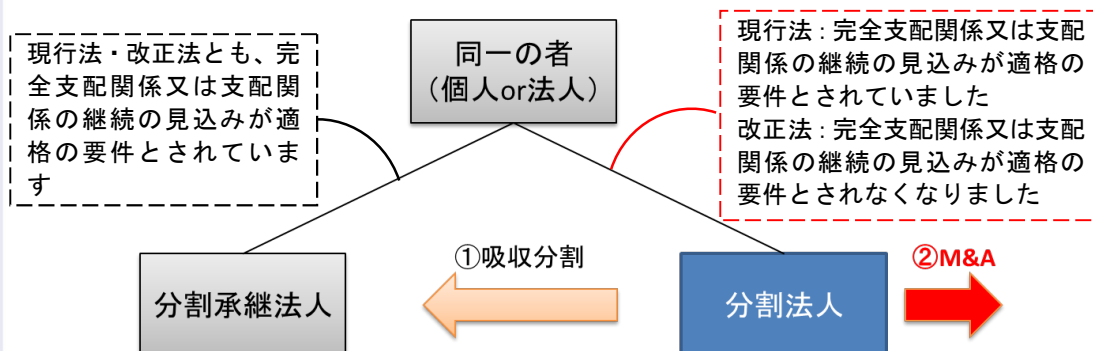
分割型分割の支配関係継続要件の見直しによって、支配株主が存在する会社が分割型分割を用いて一部の事業を売却すること²¹が可能になりました。

²¹ 主に上場会社を念頭においたスピノフは、スピノフを実施する会社に支配株主が存在しないこと

TAX LAW NEWSLETTER

現行法及び改正法では、同一の者による完全支配関係又は支配関係がある場合の分割型分割では、支配関係継続が適格要件となっています。現行法では、支配関係継続要件を満たすには、同一の者と分割法人及び分割承継法人双方との間に、分割後においても、完全支配関係又は支配関係が継続することが見込まれている必要がありました²²。

これに対し、改正法では、同一の者と分割承継法人のみとの間で、完全支配関係又は支配関係が継続することが見込まれていれば、支配関係継続要件を満たすこととなり、要件が緩和されました^{23 24}。



2. コントロールド・スピノフとしての活用

同一の者と分割法人との完全支配関係又は支配関係の継続の見込みが適格の要件として必要なくなったことで、分割後に別の法人に分割法人の株式を売却するなど、これまで採ることができなかった M&A によるストラクチャーを選択できることになると考えられます。

法令上、同一の者は、法人株主に限定されていないことから²⁵、オーナー系企業で、個人であるオーナーが直接分割法人の株式を保有しており、分割法人の事業のうちの一部を第三者に M&A で売却する際には、分割法人のうち、引き続き当該オーナーが継続する事業をスピノフし、売却する事業のみが残った分割法人を売却するという利用も可能となります。その場合、分割法人においても分割事業についての譲渡益課税は生じず、また、分割法人から分割承継法人に対して分割対価を剰余金の配当等によって交付する際にも、適格分割型分割に該当することにより、みなし配当課税が生じないものと考えられます。これまで、事業を売却した後、オーナー個人が売却代金を得る場合、法人課税（約 30%）とみなし配当課税（最高税率約 55%）が生じる間

を前提としていますが、本ニュースレターでは、支配株主の存在する会社が分割型分割を用いて事業を2つの会社に分離するスピノフを取扱います。なお、本ニュースレターにおいて、前者をアンコントロールド・スピノフ、後者をコントロールド・スピノフと呼ぶことにします。

²² 現行法2条12の11イ、ロ、現行令4条の3第6項2号、第7項2号

²³ 改正法2条12の11イ、ロ、改正令4条の3第6項2号イ、第7項2号

²⁴ アンコントロールド・スピノフは新設分割の場合にしか利用することができませんが、コントロールド・スピノフは以下で述べるように吸収分割の場合にも利用することができます。

²⁵ 改正令4条の3第6項2号本文、第7項2号

TAX LAW NEWSLETTER

題があったところ、今後は、分割法人株式の売却に伴う課税（約 20%の税率での分離課税）のみで課税が終了することから、オーナー系企業による事業承継 M&A 等において活用が拡がることが予想されます。

V. 共同事業を行うための再編に係る株式継続保有要件の見直し

1. 改正の内容

共同事業を行うための再編に係る株式継続保有要件の見直しによって株主が分散した会社の株式交換等による買収が可能になりました。

具体的には、現行法上、共同事業を行うための合併、分割型分割、株式交換及び株式移転では、株主数が 50 人未満の場合に株式継続保有要件が課されていますが、交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれている株主が有している被合併法人等の株式の数が被合併法人等の株式の数の 80%以上であることとされています²⁶。そこで、対価として買収会社株式の交付を受けた大株主（例えば 25%を保有する株主）が、一部でも当該買収会社株式を売却することが見込まれている場合、税制適格要件を満たさないという問題がありました。

これに対し、改正法では、株主数による区別の代わりに、支配株主の有無による区別がされることになりました。すなわち、支配株主がある場合には支配株主に交付される合併法人等の株式の全部について継続保有が見込まれることが適格要件とされました²⁷。

【株式継続保有要件の充足の要否】

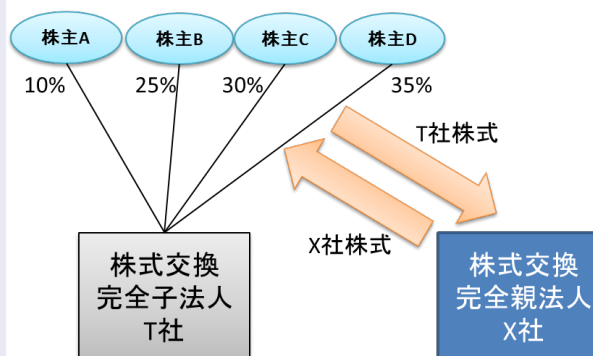
	支配株主あり	支配株主なし
株主 50 人未満	現行法：80%継続保有 改正法：支配株主の継続保有	現行法：80%継続保有 改正法：NA
株主 50 人以上	現行法：NA 改正法：支配株主の継続保有	現行法：NA 改正法：NA

²⁶ 現行法 2 条 12 の 8 ハ、12 の 11 ハ、12 の 16 ハ、12 の 17 ハ、現行令 4 条の 3 第 4 項 5 号、第 8 項 6 号イ、第 18 項 5 号、第 22 項 5 号

²⁷ 改正法 2 条 12 の 8 ハ、12 の 11 ハ、12 の 17 ハ、12 の 18 ハ、改正令 4 条の 3 第 4 項 5 号、第 8 項 6 号イ、第 20 項 5 号、第 24 項 5 号

TAX LAW NEWSLETTER

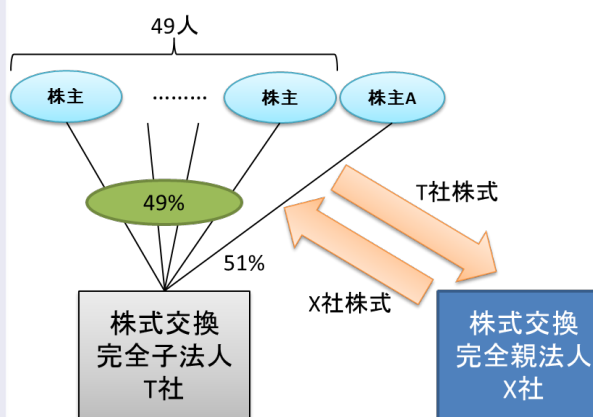
【事例 1】



現行法：株式交換完全子法人の株主が 50 人未満のため株式継続保有要件を満たす必要があります。被合併法人である株主の B、C、D のいずれかが株式を継続して保有する見込みがない場合には、残りの株主が株式を継続して保有する見込みがあるとしても、保有が見込まれる株式の合計が 80%以上とならないため、株式継続保有要件を満たさず、非適格となります。

改正法：株式交換完全子法人の株式を 50%を超えて保有する支配株主がないため、株式継続保有要件を満たす必要はありません。

【事例 2】



現行法：株式交換完全子法人の株主が 50 人未満ではないため、株式継続保有要件を満たす必要はありません。

改正法：株式交換完全子法人の株式を 50%を超えて保有する株主 A がいるため、株式継続保有要件を満たす必要があります。株主 A がすべての株式を保有する見込みがない場合には、その他の株主 49 人すべてに株式保有見込みがあったとしても株式継続保有要件を満たさず、非適格となります。

2. 株主が分散した会社の株式交換等による買収

現行法では、株主が 50 人未満の会社の場合には、その 80%以上の株式が継続して保有される見込みがなければならないという要件であったため、例えば対象会社の大株主が、株式交換によって、買収会社（上場会社が典型例）の株式の交付を受け、その一部を現金化するために売却することが想定されているような場合には、非適格となってしまうという問題がありました。

しかし、改正法では、支配株主がいなければ株式継続保有要件を満たす必要がありません。例えば、買収会社が上場会社でキャッシュを使わずに自己株式を利用して買収をしたい、他方で、対象会社の株主（支配株主ではない）が M&A によって現金を得たいと考えているような場合、これまでは税制適格要件を満たすことが困難でした。今後、割当てを受けた上場株式の一部を売却して現金化する対象会社の株主がいたとしても、共同事業要件を満たす税制適格株式交換によって買収を実行するといった活用方法が考えられます。

TAX LAW NEWSLETTER

文献情報

- 本 『企業訴訟実務問題シリーズ 税務訴訟』(2017年3月刊)
出版社 株式会社中央経済社
著者 大石 篤史、小島 冬樹、飯島 隆博

- 本 『中小企業の事業承継』(2017年3月刊)
出版社 株式会社有斐閣
著者 山崎 良太、石井 裕介、白坂 守、村井 智顕、石田 渉

- 論文 「<企業法務>クロスボーダー現物出資に関する実務の動向について」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.29 No.3
著者 酒井 真

NEWS

- 村上 博隆 公認会計士・税理士が入所しました
2017年3月1日付で、村上 博隆 公認会計士・税理士が、森・濱田松本法律事務所・MHM 税理士事務所に加入しました。
村上公認会計士・税理士は、東京国税局に勤務した後、有限責任監査法人トーマツにて勤務し、東京国税局では法人税、消費税、源泉所得税及び印紙税等に関する税務調査等を、有限責任監査法人トーマツでは、会計監査や株式公開支援業務等を担当してきました。
村上公認会計士・税理士の入所により、法務と一体となった税務サービスを、さらに充実した体制で提供できるように、努めてまいります所存です。

- 設楽 隆一 弁護士が入所しました
当事務所は、2017年2月15日付で、本年1月に知的財産高等裁判所長を退官した設楽 隆一 弁護士を客員弁護士として迎えました。
設楽弁護士は、東京地方裁判所知的財産権部や知的財産高等裁判所等で知的財産訴訟実務に携わり、また、知的財産高等裁判所長として知的財産訴訟に関する国際的な活動においても中心的な役割を果たしてこられました。
設楽弁護士の入所により、当事務所は、知的財産紛争において、更に充実したリーガルサービスを提供できるよう努めてまいります所存です。

- パートナー及びオブ・カウンセル就任のお知らせ
本年1月1日付にて、下記の4名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

田中 光江、埴 晋、渡辺 邦広、小島 冬樹

TAX LAW NEWSLETTER

また、同日付で3名の弁護士がオブ・カウンセルに就任いたしました。

【オブ・カウンセル】

柴田 久、原 潔、孫 彦

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

- **The Eighth Edition of Best Lawyers in Japan**にて高い評価を得ました
Best Lawyers（ベスト・ロイヤー）による、The Eighth Edition of Best Lawyers in Japanに当事務所の弁護士58名が選ばれ、Tax Lawの分野では、増田 晋 弁護士及び大石 篤史 弁護士が選出されました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com